

質問事項	質問要旨
16番 森元茂	
1 消防団について	<p>全国的に消防団が抱える問題として、消防団員の減少による消防・防災力の低下、中高年層の増加等の課題がある。消防団員の動向については、少子高齢化による若年層の減少と就業構造の変化、地域社会への帰属意識が低くなってきていることから減少が続いており、消防団への加入促進や処遇改善等の充実に取り組んでいても、消防団員の増加には至っていない。また、定員に対する充足率も年々低下しているのが現状である。そこで、本町の消防団が抱える課題について伺う。</p> <p>(1) 定員割れの対策等は。</p> <p>(2) 機能別消防団員制度等の導入の考えは。</p>
2 婦人防火クラブについて	<p>婦人防火クラブについてであるが、35～40年前には4団体（北稻、植田、柘榴、東畑）が設立されていたが、会員の入会不足と高齢化などにより、今年4月から1団体となってしまっている。</p> <p>女性の働き方、生活スタイルも時代とともに変化していることから、女性に特化する必要もなく、防火も含め地域としてどう防災力を高めるかという課題の中で、存続も踏まえた今後の考え方を伺う。</p>
3 町所有地について	<p>植田南六ノ坪15番地1、19番地、20番地1、18番地1は、現在教育委員会が管理していると伺ったところ、未利用地になっていると思うが、今後どのような利用計画などがあるのか、伺う。</p> <p>また、15番地1（249㎡）の形態は約20年前から道路指定なしの道路になっており18番地2（個人宅）の出入口として利用されているが、例えば占有許可願いなどの法的措置は出来ているのか、伺う。</p>

質問事項	質問要旨
14番	岡本篤
<p>1 今後の「こどもを守る町」の施策について</p>	<p>政府は、2023年4月に「こども家庭庁」を創設されました。こどもの最善の利益を第一として、こどもの視点に立った当事者目線の政策を強力に進めていくことを目指した政府の機関です。こども家庭庁では、「こどもまんなか社会の実現」を最重要コンセプトとして掲げています。同じタイミングで「子どもの権利」の保障を明記した「こども基本法」が新しく施行されました。これは、こども政策を推し進めていくための根幹となる考え方や姿勢を表したものです。基本理念をまとめますと、「こどもの人権を尊重すること」「こどもの教育と福祉を保障すること」「子育てにおいては家庭が第一」であることが盛り込まれています。それらの背景には、日本が抱える社会的な問題があると言われており、一つ目には、深刻な少子化、二つ目には、コロナ禍で加速した児童虐待やいじめ問題、三つ目には、貧困問題、四つ目には、日本のこどもの低い幸福度、五つ目には、親の子育て負担の増加などがあげられています。</p> <p>杉浦町長は今年3月の令和5年度施政方針演説で、「今を生きる全ての世代が、子どもたちに何を残せるのかを、もっと真剣に考えなければならない時期に来ている」、そして「今の社会を子どもたち中心の社会へと根底から組み直す必要があると感じている」とも申されました。杉浦町長の話されたとおり、本町は、昭和43年の「こどもを守る町」宣言以降、保育所待機児童ゼロ政策や、放課後児童クラブの充実、障害児保育や特別支援教育充実など、他のまちに負けない取り組みを進めてきました。精華町には、町（まち）を挙げて子ども・子育て支援を最優先で進めようとする、いわば「DNA」が埋め込まれていると言っても過言ではありません。</p> <p>今さらながら、「日本一を目指す」などと言うまでもない、これまで積み上げてきた子ども中心の施策をいかに持続し、地に足をつけて一層発展させていくのか、そういった議論が必要であると痛感しています。そういったことを踏まえまして、中学校給食の実現を間近に控える今このタイミングで、今後の本町の「こどもを守る町」としての施策の展開について、3点伺います。</p> <p>(1) 安定財源の問題について</p> <p>子ども・子育て支援に必要な財源の確保には、国も四苦八苦されています。町長は、「学研都市を活用し、地域経済を強化し、財政力を高め、すべての子どもたちの夢が叶うまちづくりを進めたい」とも申されていました。しかしながら、当面の対策と</p>

して、本町がこれまで以上の子ども・子育て支援施策を打ち出そうとするならば、どのようにして財源の工面を考えておられるのか、伺います。

(2) 子育てしやすい環境づくりについて

本町が町（まち）を挙げて子ども・子育て支援を進めているのだと、そう実感できるには、組織の縦割りではなく、横串で連携した施策展開が必要であると思います。

公園は、子どもたちからお年寄りまでが自然と出会える空間であります。特に子育て世代にとっては、いわゆる「公園デビュー」という言葉があるように、地域との繋がりを育みたいへん貴重な空間であります。私が、以前、公園でのバスケットゴールの設置に着目した質問をさせていただいたのも、時代の変化に応じた魅力的な公園とはいかにあるべきか、絶えずアップデートし続けなければならないからという思いからでありました。この間、本議会では、公園遊具の老朽化に伴う撤去の話題ばかりが取り上げられていましたが、公園管理にこそ、子ども・子育て支援のポリシーが必要だと考えます。公園管理の実際はご苦労も多いとお聞きしています。

そうしたことも踏まえながら、今後の公園の施設や設備のあり方についての考えをお尋ねします。

(3) 科学のまちに必要な施設について

本町では、学研都市を子どもたちのために活用する取り組みとして、長年「科学のまちの子どもたち」プロジェクトを進めて来られていることは、素晴らしいことであり、誇りにも感じています。

一方、この間、ワクチン接種で、「K I C K」、けいはんなオープンイノベーションセンターを訪れる機会も増えて感じていたのですが、「科学のまちの子どもたち」プロジェクトで本町が借り上げているスペースはごく一部に過ぎず、巨大な展示スペースの大半は、ふだん使われずに薄暗い空間のままです。人口100万人を超える政令指定都市ではいわゆる「科学館」を設置し運営している地方自治体も多くあります。小さな精華町単独で、そのような「科学館」を持つことは難しいと考えますが、学研都市を構成する8つの自治体の合計人口は100万人を超えています。むしろ、学研都市の中心地にこそ、広域的な連携のもと、未来を担う子どもたちに夢を与える施設は必要ではないかと考えますが、考えを伺います。

質問事項	質問要旨
7番 山本清悟	
1 PTAについて	<p>令和4年度9月会議でPTAの課題について、「1、PTA会員募集時に、任意加入であることの説明がなく、規約にも明確に示していないこと。」、「2、ボランティア活動であることの説明がないこと。」、「3、会員に活動参加を義務づけ、強要があること。」などについて質問し、令和4年度12月会議では、引き続き9月会議の答弁内容に基づき質問しました。その後の改善等の内容と進捗状況などを、教育委員会の対応とPTAへの取り組み状況を問う。</p> <p>(1) 教育委員会は令和4年10月の校長会議において一般質問の答弁内容を踏まえ検討すべき課題として提起し、今年度(令和4年度)中にPTA連絡協議会において見直しなど検討される。」としているがその結果を問う。</p> <p>① 任意のボランティア組織で、入会、退出の自由があることなどの基本的事項を明記した会則の見直しはされたのか。</p> <p>② 令和5年度の新入生の入会時の保護者に対してPTA加入の説明は、いつ、どこで、だれが、どのような内容でしたのか。</p> <p>③ その他、学校やPTAで、どのような内容の問題点が検討されたのか。</p> <p>(2) 過去にあったが、現在は、学校で使用される教育上必要な備品・物品等を卒業記念品名目などとしてPTAから受けていないと考えるが、そのような事実はないのか、また、そのような行為の有無を、どのようにチェックしているのか。</p> <p>(3) 「PTA活動は、加入は任意でありボランティア精神に基づき、自主的に活動する任意の団体である」と答弁されているのでそこで問う。</p> <p>① PTA保護者会員の会費徴収はどのようにして行われているのか。</p> <p>② PTA教職員会員の会費徴収はどのようにされているのか。</p> <p>③ PTA会費の保管管理はどのように行われているのか。</p> <p>(4) 文部科学省の資料で教育委員会の事務について、社会教育関係団体等に対して指導、助言、援助と明記されている。</p> <p>そのことと併せて、PTA組織に校長を含む教職員、すなわち教育委員会に属する教職員が参加していることから鑑み、法令等に対して順守されていなければ、指導する責任が教育長には当然あると考えるが、任命権者の教育長の考えを問う。</p>

<p>2 自治会の組織強化について</p>	<p>自治会離れが進み組織率の低下が進む傾向があり、本町においてもその状況が全町的にみられることなどから、町と自治会の在り方など課題に対して解決を求めてきた。部分的に自治会の補助制度などで見直しが図られてきた。</p> <p>令和3年度3月会議の答弁で「今後も先進自治体の事例研究や自治会や自治会連合会などの関係団体とも積極的に情報交換を行い改善に努めていく」と考えを示された。その内容と成果を問う。</p> <p>(1) 一原因と考えられる配布物以外の役員等の業務量の軽減策に対する町の支援対策は。</p> <p>(2) 自治会員の会費負担の軽減策としての町の支援は。</p> <p>(3) 集会所建設負担金を自治会に求めない集会所建設の町が全額分担するための精華町地区集会所の新築等費用分担金徴収条例の改正は。</p> <p>(4) 町の非常勤特別職の職員である町政協力員の業務との明確な分離策は。</p> <p>(5) その他自治会のために検討され実施した業務内容は。</p>
<p>3 J R 祝園駅・近鉄新祝園駅周辺の土地利用について</p>	<p>6次総合計画の構想の土地利用では、「まちの拠点」であるJ R 祝園駅、近鉄新祝園駅周辺は土地の高度利用を図り、商業業務、医療・文化などの都市機能が集積した学研都市の玄関口にふさわしい土地利用の形成を図るとある。</p> <p>令和4年度3月会議の私の代表質問において、町長が、施政方針で「最低5万人の人口フレームを堅持する必要があると考える。」との表明に対し、「町長の思い描くデザインは」と質問、「駅周辺の高度利用を図り、人口を集中させるコンパクトシティの考えに至った」と答弁されたが、町長が描く、祝園駅周辺の構想の具体的な方策を問う。</p>

質問事項	質問要旨
19番	佐々木 雅彦
1 住民の安心・安全の確保について	<p>この間、日本政府が前のめりになっている「軍拡」には、同意できないものの、精華町民のいのちと財産の安心・安全を確保する責務を担っている、町行政を点検する立場から、下記の点を問う。</p> <p>(1) 自衛隊基地を、CBRNe（シーバーン。化学兵器・生物兵器・放射性物質・核兵器による攻撃）に対する防御性能の付与することの対象施設として、祝園弾薬庫は認定されているのか。</p> <p>(2) 上記を想定する（備える）ということは、たとえ住民が暮らす基地周辺地域が吹き飛んでも（ちなみに、広島に投下された当時の原爆でも、爆心地から半径2kmの建物は、一瞬にしてほぼ壊滅している。現在の性能アップは必至）、自衛隊基地は生き残り、備蓄している弾薬を撃ち続ける・供給し続ける事態となる可能性があるのか。また、昨年12月の防衛力整備計画では、射程距離1500km、つまり中国大陸に届く「12式地对艦誘導弾能力向上型」を、陸上自衛隊が「装備し保持する」とされている。祝園弾薬庫にも配備されるのか。</p> <p>(3) 有事の際に、CBRNeにも耐えられる、住民のための避難施設を建設する意思はないか。</p> <p>(4) 住民や企業などが、所有地内に「シェルター」設置を計画した際に、法的・経済的支援は考えるのか。</p>
2 町内の交通問題について	<p>都市化が進むとともにコロナ禍からの回復期に入り、人の動きが活発化する。くるりんバス実証実験の総括と方向性も出された。しかし、この間の議論を振り返ると、「全町的な視野」からの交通体系とは感じられない。以下、様々なレベルから到達点を問う。</p> <p>(1) くるりんバス・デマンドバス</p> <p>① 目的・対象者を「交通弱者」としているが、待ったなしの環境問題は視野に入れないのか。また、その定義では「自家用車を運転できない児童・生徒」も含まれていると解釈していいのか。</p> <p>② これまで議論されてきた、他の交通機関との乗り換え制度が実現すれば、結節点までの区間運転でリレーができ、省エネ・効率的な運行体系ができる。踏み切らない理由は何か。奈良交通・JR・近鉄などを巻き込んだ「学研都市ならでは」での方策が求められる。</p>

③ デマンドの乗降ポイント。半径500mのカバーとは、交通弱者に500m以上歩いてもらうことを意味する。高齢時代の感覚ではない。可能なら徒歩1～2分（高齢者の歩行速度を分速50mと仮定して）半径100m、暫定的でも徒歩5分（同上、半径250m）以内で設定することで、利用促進にもなる。検討するのか問う。

④ 運賃。コストの回収より利用促進つまり生活支援・社会活動の促進を優先する発想で設定すべき。基本的認識を問う。

⑤ バリアフリー。実証実験段階では、ハイエースを利用した。車種として、バリアフリーに難点が発生する。ノンステップで身体の曲げ伸ばしが発生しにくい車種にすべきと考える。対応を問う。

⑥ 自治体区域外への運行。調整すべき課題はあるが、特に、町南部エリアの生活実態からすれば、木津川市域・奈良市域への運行や共通運賃システムの確立が優先される。

(2) 自家用車からのモーダルシフトを、どのような手法で進める意思なのか問う。

(3) 具体的箇所の交通対策

① JR祝園南一番踏切に関して、ア) 歩道の不連続による接触回避策、イ) 北行き車両のスムーズな右折支援を問う。

② JR踏切遮断時間の短縮問題の進捗とネックを問う。

③ JR減便の回復と回送車両の営業運転の見通しを問う。

④ JR祝園駅へのエレベータ設置もしくは、身障用通路の常時利用化を問う。

⑤ 自転車走行レーンの総括と全町展開を問う。

(4) 都市計画の見直しを機に、自動運転システム導入の準備や空飛ぶクルマ発着スペースの確保を計画的に進めるべきと考える。見解を問う。

質問事項	質問要旨
20番 内海 富久子	
1 認知症対策の充実	<p>2年後の2025年には高齢者の5人に1人、約730万人が認知症になると推計され、その後も増え続ける見込みとされている。こうした中、政府は19年に認知症施策推進大綱を策定し、「共生」と「予防」を車の両輪にして施策を進めている。認知症の人が尊厳を持ち、安心して暮らせる「共生社会」の構築が求められている。</p> <p>2025年の段階では認知症高齢者の4～5人に1人が一人暮らしとなる。男性が女性より平均寿命が短いため、女性の一人暮らしが増える。しかし、女性の数は多いが、伸び方は男性が大きい。2015年から2040年の間では、一人暮らしの認知症高齢者の女性は2倍増加するが、男性は3倍増加する。未婚の男性が増えていることが影響しているとの見解がある。従って、一人暮らしの認知症高齢者を支えていく社会をつくることが重要となる。</p> <p>認知症になっても、認知症の人が尊厳を持ち、安心して暮らせる社会をめざし、認知症の人やその家族に対する相談・生活支援などの強化を掲げている。</p> <p>本町においては、これまで認知症地域支援推進員の配置、認知症カフェや認知症初期集中支援チームの展開、見守りネットワーク支援の環境づくりや成年後見制度の利用促進をはじめ町民向けには認知症サポーターの養成やキャラバンメイト養成活動の促進、認知症の本人や家族へ交流の機会の提供・充実などに取り組まれてきた。しかしながら、2025年まであと2年を前に、地域での活動の輪を広げるための認知症施策の促進、普及啓発など、認知症を取り巻く課題がある。解決するためには更なる地域社会の理解が不可欠であり、認知症の本人と家族が暮らしやすい支え合いのきずな社会を作ることが重要である。そこで伺う。</p> <p>(1) 「(仮称)認知症の人と共に生き支え合うまちづくり条例の制定」を。</p> <p>全国の様々な自治体で、認知症に関する独自の条例を制定する動きが加速している。今後、様々な認知症施策をさらに推進し、認知症に優しいまちづくりへ向けた住民意識の醸成や認知症施策の効果を全町的に発揮できるまちづくりにすべきと考える。本町の見解について。</p> <p>(2) 認知症地域支援推進員の活動状況について。</p> <p>(3) 見守りネットワークの充実を。</p>

① 行方不明者SOSネットワーク訓練と効果について

② 「損害賠償保険事業」の経緯と運用について

認知症の方の安全確保と介護家族の負担軽減となる、令和5年度において新たな取り組み状況。

(4) 認知症、フレイル予防対策「健康マージャン教室」について

社会的なフレイルを防ぐために健康マージャンが注目されている。賭けない、飲まない、吸わない健康マージャンは、指先を使い、状況に応じた役を考え、対戦者とコミュニケーションを取ることでも脳を刺激し、認知症を予防していくことを目的としている。団塊世代の方々の参加しやすいニーズに合った居場所、社会に参加するきっかけになることで更なる介護予防効果が期待されているが、本町としての考えは。

質問事項	質問要旨
15番 奥野弘佳	
1 経済対策について	<p>令和2年1月に国内で最初の新型コロナウイルス感染者が報告され、国内の感染者が爆発的に増加し、1年後の令和3年1月には25万人を超える状況になり、現在まで、第8波を数えるまでになりました。</p> <p>この間、緊急事態宣言などが出され、小・中・高などの学校の一斉休校や、公共施設の使用制限。更に、外出自粛要請や、飲食店などへの休業や営業時間の短縮要請などが出され、経済は一気に疲弊しました。</p> <p>一方、国では様々な経済対策が行われ、本町においてもそれに連動した形で町内の事業者に対し対策が取られてきました。</p> <p>ようやく、先月5月8日に感染症法の位置づけが2類から5類になり、感染対策も個人の判断が基本とされました。</p> <p>今後、経済活動が活発に行われるよう願うところであります。</p> <p>そのような中、先日の特別会議で出された「地域経済応援ポイント事業」について前回実施された同事業の結果から伺います。</p> <p>(1) 町内の参加事業者数はどれくらいか。また、それは全体の何パーセントか。</p> <p>(2) 改善すべき内容はあったか、それを今回の事業にどう改善されたか。</p> <p>(3) 町内の個人の小売店また、利用者（特にスマホ等の利用が不慣れな方）の反応は。</p> <p>(4) 特別会議にて出された「地域経済応援ポイント事業」に向けて新規登録される事業者への対応は。</p>
2 建設発生土について	<p>あくまで提案というか確認ではありますが、町内で施工される公共工事で発生した建設発生土は、山砂利採取地の埋め戻しに利用するため、宇治田原町に搬入していたが、整備が完了し、近年は主に城陽山砂利採取地整備公社に搬入をしていると認識しているが、この公社においても、跡地の整備が順調に進み、現在受入れが中止若しくは制限がされている状況である。</p> <p>以上の状況から次の点について伺います。</p> <p>(1) 建設発生土の再利用について、どのような方法があるのか。</p> <p>(2) そのような状況の中、現状はどのようにされているか。また費用面ではどうか。</p> <p>(3) 今後、公社が受入れを拡大されることや、新たな受入先が開</p>

始されることは無いと思うが、どのような計画を持っているか。
(4) 現在計画されている菅井・植田土地区画整理事業において大量の土砂が必要であると思われるが、公共工事の建設発生土を有料で受入れを行い、事業費に充当する案が考えられないか伺います。

質問事項	質問要旨
18番	坪井久行
<p>1 祝園弾薬庫における長距離ミサイルのための大型火薬庫建設問題について</p>	<p>今、国は、ロシアのウクライナ侵略や、北朝鮮のミサイル発射、中国による台湾有事を名目に、5年間で43兆円の軍事費を捻出し、敵基地攻撃能力（反撃能力）のために長距離ミサイル（スタンド・オフ・ミサイル）の大量導入、開発を計画している。配備、開発が予定されている主な長距離ミサイルは、すでに保有する「12式対艦誘導弾」の射程を1千キロに伸ばした『能力向上型』、マッハ5以上の極超音速で飛び、射程2千キロの『高速滑空弾能力向上型』、マッハ5以上で飛び、射程3千キロの『極超音速誘導弾』、アフガニスタン戦争やイラク戦争で先制攻撃に使われた射程1600キロのトマホークである。射程が2千～3千キロとなれば、沖縄に配備した場合、中国や北朝鮮の主な都市がすっぽり射程に入るものであり、まさに他国に対する脅威そのものである。首相は「専守防衛に徹し、他国に脅威を与えるような軍事大国にはならない」などと言うが、敵基地攻撃の保有は、「専守防衛」を完全に投げ捨てるものであり、憲法の平和原則に明確に違反するものである。祝園弾薬庫を含む全国約130自衛隊基地で長距離ミサイルのための大型火薬庫を建設するのは、その一環である。</p> <p>「敵基地攻撃能力」の保有は、米国の「統合防空ミサイル防衛（IAMD）」に参加するためである。IAMDは、米国が同盟国を動員し、地球規模で張り巡らすシステムで、相手からのミサイルを打ち落とすミサイル防衛と、同時に相手国への攻撃を組み合わせたものである。いわば、米国が中国との軍事的覇権争いに勝つためのシステムであり、日本防衛とは全く関係ないと、いわざるをえない。</p> <p>自衛隊が米軍の指揮の下で先制攻撃の戦争に参加するのは、憲法違反であるだけでなく、国連憲章にも違反する違法な戦争に米軍と一緒に戦うことになる。</p> <p>ミサイル基地がどこに配備するかは明らかにしていないが、南西地域（沖縄）の防衛体制が強調され、沖縄が大軍拡の最前線に立たされるだろう。万一有事になれば、沖縄だけでなく、日本全土に報復攻撃の危険が生まれるだろう。とりわけ、多くの住民が住む住宅地に近接する祝園弾薬庫は、ウクライナで実証されているように、相手国にとって、爆撃と威嚇の効果を上げるために、報復攻撃の対象とされることは想像に難くない。そのことを端的に示すのが、祝園弾薬庫を含む全国約300の自衛隊基地の「強靱化」計画として、</p>

	<p>化学、生物、核兵器などの攻撃に耐えるように司令部を地下化するものである。「地下化」されない住民は、どう守られるのだろうか。日本を守るどころか、日本に戦争を呼び込み、国土を焦土にしてしまうのが「敵基地攻撃」の正体である。</p> <p>そもそも「軍事対軍事」の対応では、莫大な軍事費の確保のために、福祉、教育、暮らしの予算が削られ、国民に多大な犠牲を強いることになるし、エスカレートすれば、果てしない戦争になる。紛争を解決するためには、一つは、あらゆる紛争を国連憲章に基づく平和的な話し合いで解決すること。もう一つは、地域のすべての国を包み込む平和の枠組みをつくることではないだろうか。以上のことを前提に、次の点を伺う。</p> <p>(1) 今回の国の軍拡計画とその一環として、祝園弾薬庫に長距離ミサイルのための大型火薬庫を建設することについて、住民の命と暮らしを守る立場から、白紙撤回を求めるべきではないか。単に交付金の増額と有効活用だけでいいのだろうか。</p> <p>(2) 同時に、国の今年度予算で計上されている大型火薬庫建設のための調査と検討状況の詳細報告を求めるべきでないか。</p> <p>(3) 非核平和自治体として、今の国際情勢の下でどのような意見を表明されるのか。</p> <p>(4) 今、国は、「土地利用規制法」に基づき、重要な自衛隊基地を「特別注視区域」や「注視区域」に指定しようとしている。指定されれば、周囲1キロを監視対象にし、「機能阻害行為」が確認されれば、中止を勧告・命令し、従わなければ刑事罰が科される。特に、大型火薬庫が建設される可能性が高い祝園弾薬庫はその恐れがある。学研都市でもあり、住宅地も、誘致企業もある本町に地方自治を否定するそのような指定がされないように国に強く求められたい。見解を伺う。</p>
<p>2 下狛排水ポンプ場の機能強化について</p>	<p>今年度予算に下狛排水ポンプ場のポンプ増設の詳細設計業務が計上され、住民はいよいよ実現かと期待を膨らませた。しかし、実際には、今後、財政確保に向けて努力するが、実現の見通しは不明とのことだ。今日、異常気象により、超大型台風の来襲、線状降水帯の発生など予想外の豪雨による被害が発生することから、特に、度々冠水被害を経験している下狛地区住民は、一刻も早く下狛排水ポンプ場のポンプを増設することを切望している。そこで、</p> <p>(1) どんな財源を具体的に考えておられるのか。</p> <p>(2) 具体的に実現の見通しを伺う。</p>

質問事項	質問要旨
1 番 大 野 翠	
1 公園の在り方・公園遊具について	<p>子育て世代にとって、子連れで遊びに行ける「公園」の存在は自治体の魅力の1つです。阪神電車が取り組む活動では、毎日の家事をこなしながら、育児や介護、仕事や様々な活動に頑張る女性の暮らしを丸ごと応援するという一方で、「公園ガイド」という阪神沿線の800以上の公園を遊具の種類やトイレの有無など様々な条件で検索できるサイトがあります。また、高齢の方々にとって、公園は健康づくりの場として楽しく体を動かす場所にもなっています。</p> <p>公園には多様な種類があり、避難場所に設定されているほか、公園遊具の配置状況も多様です。しかし、開発に伴って業者が設置する開発公園は小さく、鉄棒・すべり台・砂場といった画一的なものが多く、集団で子育て期を終えた戸建て住宅地や団地の開発公園は管理が課題になっています。</p> <p>また、老朽化などによる遊具撤去の事例が増加しています。特に、回転ジャングルジム、箱型ブランコ、シーソーなど「動きのある遊具」が減少傾向にあります。背景のひとつに、「リスク回避」があります。毎年、多くの子どもが遊具に係る事故で怪我をしています。勢いがついた回転遊具で転んで大けがをした事例や、箱型ブランコに子どもが挟まれて死亡する事故などが発生したことを受けて、2000年代初めから、遊具を撤去する自治体がしだいに増えてきました。そして、遊具の新規導入は高額なため、予算の壁があり、このことも公園遊具が減少する要因のひとつとなっています。</p> <p>遊びは子どもの権利です。しかし、子どもの声やボール遊びなどに対する近隣住民から苦情が生じた場合に、適切な利害調整がなされずに、利用に関する禁止事項が増えるなど、全国的に時として過剰な規制が導入される傾向が強まっています。</p> <p>公園は公共の場でありながら、思うように遊べない子どもたちもいます。すべての子どもたちが公園や遊び場でのびのびと遊ぶためには、あらゆるケースを想定したつくりの公園施設や遊具が必要で、共に遊ぶ子どもたちの理解も重要です。近年、障がいのある子もいない子も共に学び、共に育つことができるようにする「インクルーシブ教育」が注目を集める中で、インクルーシブ遊具もまた注目を集めています。そこで伺います。</p> <p>(1) 町内の公園の種類と現状について</p> <ol style="list-style-type: none"> ① 町内にはいくつの公園が存在するか。 ② 公園の種類ごとの数は。

	<p>(2) 公園遊具配置の実態把握について</p> <ul style="list-style-type: none"> ① 公園遊具の配置状況（配置年、種類）は。 ② 老朽化に伴う遊具撤去の状況は。 ③ 公園遊具の新規導入の予定は。 ④ 新規導入は撤去の数と見合っているか。 ⑤ 新規導入の際の遊具の熱さ対策は。 ⑥ 健康器具系の遊具の導入は。 <p>(3) 公園遊具の定期的点検状況について</p> <ul style="list-style-type: none"> ① 公園遊具は定期的に点検しているか、点検・修繕の主はどこか。 ② 公園遊具での事故の事例は存在するか。 <p>(4) インクルーシブ公園について</p> <ul style="list-style-type: none"> ① 本町の考え方は。 ② インクルーシブ公園を含む、今後の公園整備の進め方は。 <p>(5) 町内の公園の在り方について</p> <ul style="list-style-type: none"> ① 町内にボール遊びができる公園の数は。 ② 公園の在り方について本町の考えは。
2 草刈りについて	<p>今の時期は町道の草が伸びて、歩道が歩きづらくなったり、交差点では車や歩行者が見えづらく、危険な場所となっていたりするところがあります。草刈りは、道路を安全に走行するための空間確保や見通しの確保、あるいは通学路における見通しの確保などの安全対策、沿道の景観向上、田畑への種子の飛散防止、害虫の発生による周辺住民の生活環境や農作物への被害防止、枯れ草による火災予防などのために行っておられると思います。そこで伺います。</p> <ul style="list-style-type: none"> (1) 本町の草刈りの時期や回数は。 (2) 通学路や公園などでの草刈り時期以外での対応は。

質問事項	質問要旨
9番 松田孝枝	
1 マイナ保険証について	<p>令和4年度12月会議でも取り上げ、予算決算常任委員会でも取り上げてきたマイナンバーカードに健康保険証を紐づけする問題点について再度問う。</p> <p>この間、明らかになってきたことは、当初から指摘されてきたマイナ保険証の誤交付や誤登録が全国では7000件以上報告され、個人情報の流出のトラブルが発生している。住民の不安は増し、信頼が薄らいでいく中であっても、政府はメリットを強調し「マイナンバー法等改正案」の今、国会成立を目論んでいる。今、すべきは、マイナ保険証の実施を拙速に進めるのではなく、これらの事実関係を解明することこそ求められる。</p> <p>次のことを問う。</p> <ol style="list-style-type: none"> (1) リスクが顕在化してきた現時点での本町の基本的な考えは。 (2) 本町での誤交付や誤登録の有無とその対応策は。 (3) マイナンバーカードの義務化はないとの答弁を得ているが、現時点でもその理解でいいか。 (4) 未登録者への具体的な対応策は。
2 特定外来生物の対策について	<p>令和4年度6月会議でも取り上げた特定外来生物のオオキンケイギクは、今年、さらに勢いを増して繁茂している。町HPでも5月17日に「持ち帰らないでください」と、注意喚起がされた。特に山手幹線沿いや精華大通り、柘榴東畑線の光台5丁目バス停東側の法面での勢いが昨年以上に広がっている。抜本的な手立てが必要だがその対策を問う。</p>

質問事項	質問要旨
10番 村田周子	
1 本町の防災について	<p>野村前危機管理監から土本危機管理監に交代されて、2か月過ぎ、本町の防災についての課題及び今後の方向性も色々と考えておられることと推察します。</p> <p>そこで、これからの本町の防災に対する考え方についてお伺いします。</p> <p>(1) 個別避難計画の進捗状況は。</p> <p>(2) 防災訓練の充実は。</p> <p>(3) 自主防災組織の現状と今後の展開は。</p> <p>(4) 本町の防災についての課題は。</p>
2 防災食育センターの開設にあたって	<p>待ちに待った防災食育センター。</p> <p>今年5月24日、防災食育センターの竣工式も挙行政され、中学校給食が始まる2学期までが待ち遠しいです。</p> <p>そして、センター方式での3中学校同時の給食の実施となり、コンテナでの精華西中学校及び精華南中学校への給食の配送もされます。</p> <p>そこで、お伺いします。</p> <p>(1) 防災食育センターの運用にあたって、車両の出入りに対しての安全対策は。</p> <p>(2) 食育や交流の場としての防災食育センターの活用方法は。</p>
3 本町における大阪・関西万博2025の開催について	<p>「いのち輝く未来社会のデザイン」がテーマの大阪・関西万博2025の開催は停滞した日本社会を見つめ直す機会と考え、精華町を全世界にアピールする良い機会と思い「本町における大阪・関西万博2025」について、令和4年度9月、12月会議の一般質問において、質問しました。</p> <p>そこで、その後の進捗状況等をお伺いします。</p> <p>(1) 令和5年度一般会計の中の「大阪・関西万博きょうとの力創出・発信事業」の取り組みの考え方は。</p> <p>(2) 大阪・関西万博2025と連携し、けいはんな学研都市のPRにつなげようと「(仮称)けいはんな万博」が計画されていますが、現在の進捗状況と本町の取り組みのスタンスは。</p>

質問事項	質問要旨
	2番 岡田三郎
1 町の防災対策における避難や減災について	<p>近年の災害において、高齢者や障害者が犠牲となっており、災害における全体の死者のうち65歳以上の高齢者の割合は、令和元年台風19号では約65%、令和2年7月豪雨では約79%であったと報告されている。令和元年台風19号等による災害を踏まえ、内閣府中央防災会議は、高齢者の避難のあり方についての取りまとめにおいて、避難行動要支援者名簿及び個別避難計画等の制度面の改善の方向性が示されている。こうした状況下、令和3年5月に災害対策基本法が改正され、市町村に避難行動要支援者ごとに個別避難計画の作成が努力義務化されるなど規定が創設された。</p> <p>昨年6月会議の一般質問において、「町の防災対策における避難や減災について」質問しましたが、本町の防災や避難において、まだまだ高齢者や避難行動要支援者の避難について実効性の無さが露見されたと認識している。そこで、今回の一般質問では、昨年6月から1年経過した本町の取組みの進捗状況と方向性について問う。</p> <p>(1) 避難警報レベルに応じた避難対象者が「平常時バイアス」が働き避難行動を起こさない事態に対して、京都大学の「防護動機理論」による快適な避難や避難所によって解決との答弁であった。この対策で、実際避難行動に動く方が増えるのか。又、その快適な避難に向け、どう対処されたのかを伺う。</p> <p>(2) マイ防災マップによる住民のマイ・タイムライン作成について、まず浸水想定区域15地区のうち5地区作成済みとのことだが、昨年度は何地区作成されたのか、又今後の予定を伺う。</p> <p>(3) 避難行動要支援者の避難については、個別避難計画の作成に向け、昨年度より中地区をモデル地区にして個別避難計画、避難行動計画を策定する中で明らかにするとのことであった。その進捗と、具体的な実効性の伴う計画となるのかを伺う。</p> <p>(4) 自主防災会について、危機管理室が管理することによって、その実効性を高めるとのことだが、どのようにして高めていくのかを伺う。</p> <p>(5) 社会福祉施設を指定避難所として、内閣府「福祉避難所の確保・運営ガイドライン」を参考に、今後、福祉避難所の在り方も含め検討するとのこと。その方向性を伺う。</p>

質問事項	質問要旨
6番 青木 敏	
1 工事入札関係について	<p>(1) 入札参加資格要件について 令和3年、4年、5年の建築一式工事の入札参加資格要件を見ると、同じような工事なのに入札参加資格要件が異なる。理由と基準はあるのかを問う。</p> <p>① 植田集会所改修工事は京都府内に本店又は支店、営業所等の営業拠点で本町内の業者は等級を問うていない、本町以外は経営事項審査総合評定値（P）700点であるが、光台七丁目集会所改修工事、桜が丘四丁目集会所防災機能強化（増築等）改修工事は本町内業者で、等級は問わない（なし）となっている。この入札参加資格要件の違いは。</p> <p>② 人権センター児童館防水等改修工事は、1回目は不調となっているためか、2回目は業者の所在地を京都市以南の本店又は支店、営業所等の営業拠点変更している。①との違いは。</p> <p>③ 小学校校舎の便所改修工事の経営事項審査総合評定値（P）は工事の予定価格で決めているのか。</p> <p>④ 精華南中学校第1期便所改修工事は、特定建設業で京都市以南に本店又は支店、営業所等の営業拠点としている。本町内にも特定建設業者はいるが、本町内の業者としなかった理由は。</p> <p>(2) 随意契約について 入札調査監視委員会が定期的にかかれている。令和4年度の第1回から第4回の議事録にはいくつかの案件が抽出され、入札がどのように行われているのか、また、それぞれの委員からの指摘などもあり大変興味深い。随意契約が多く取り上げられている。随意契約は、競争に付する手間を省略することができ、相手方を任意に選定できることから信用、能力等のある業者を選定することが出来る。運用が適切であれば、長所となるが、自治体の随意契約は競争入札が原則なので、随意契約には十分に注意が払われていることがよくわかる。気になる点を問う。</p> <p>① 業者選定の理由はほとんど同じで、町内の入札参加資格者である。これは見積もりを依頼した選定業者のことではないのか。契約業者として決めた理由の記載はないのか。</p> <p>② 見積もり依頼をする選定業者は、随意契約の場合は2人以上の者から見積もりを取るとある。公平、公正を期すためだと思いが、見積もり依頼者が多いので手間ではないのか。</p>

	<p>③ 随意契約の選定方法として、公平、公正を期すために、参加できる業者をあらかじめ決めることはできないのか。例えば、建設業協会に加盟している（災害時の緊急対応の協定を結んでいる）、自社で機材を備え、自社で工事施工ができる、過去の実績など。また、随意契約の詳細を定期的に公表してほしいと願う。</p>
<p>2 学校保険について</p>	<p>先日、「いじめ被害 子どもを守る保険」を保険会社が販売するという新聞記事を読んだ。いくつかの保険会社が取り扱うようだが、ある保険会社では、この保険は、子どもがいじめや嫌がらせ、ストーカー行為を受けた場合などで転校やカウンセリングにかかった費用を補償し、弁護士費用とセットで月120円としているが、団体保険の特約としていて単独では加入できない。昔から自転車通学時の事故を想定した団体保険はあったが、今は、子ども総合保険、学生総合保険など補償の範囲も拡大して、主にPTA協議会などを通じて保護者へ案内をしている。京都府についても「京都府PTA協議会」が制度として案内している。</p> <p>(1) 京都府は「自転車の安全な利用の促進に関する条例」で、通学で自転車を利用する場合、保険の締結等がされているかを確認するよう努めなければならないとしている。本町での中学校の自転車通学の現状と保険加入の確認はどのように行っているのか。</p> <p>(2) 先日、本町の方ではないが、「子どもが学校から借りているタブレットを落として壊してしまって修理代を請求されているが、何か保険で対応できないだろうか」との問い合わせがあった。気になったので本町での対応を確認してもらったが、改めて本町の対応を問う。</p> <p>(3) 保険制度の案内を広く行うことはできないのかを問う。 万一の事故の際の先生、学校関係者、保護者の一助になるものと思われる。また、府内の自治体で支援事業として補助しているところもある。</p>

質問事項	質問要旨
5番	森田喜久
<p>1 交通不便地における高齢者の対策について</p>	<p>わが町精華町だけでなく、全国的に高齢者への対策があらゆる面から期待されています。しかしながら一方では、高齢者の免許返納についても呼びかけが強まってきています。これは、交通不便地域においては死活問題ともなりかねません。特に高齢者等交通弱者においては、病院・買い物等への外出がままならない状況です。また、交通不便地域では、朝の子どもたちの通学から始まり、昼間は高齢者の外出が問題視されています。ついては、次の項目について質問します。</p> <p>(1) くるりんバスルートの一部をデマンドバスへ切り替えることについてほぼ固まってきているようですが、交通不便地域に対する具体的な実施要領は出来ているのか。</p> <p>(2) 町として、交通不便地域は何地域あると認識しているのか。</p> <p>(3) 一般車両が必要な時に運行できるように、特定地域として国への要望は考えていないのかどうか。全国的には白ナンバーで認可しているところもあると聞いているが確認されていれば教えていただきたい。それが出来れば、地域のコミュニティーも活性化されるのではないのでしょうか。</p> <p>(4) 高齢化の波は今後も容赦なく迫ってくることは明白です。今から少しづつでも成果を上げることで精華町のまちづくりも計画性を持ったものになると考えます。今後、どの様なまちづくりを考えているかを伺います。</p> <p>以上4点質問します。 よろしく申し上げます。</p>
<p>2 可燃・不燃ごみの回収方法について</p>	<p>ごみの出し方について、分別については、華創、ごみ辞典等で周知されているが、出す側の立場からはあまり議論されていないと思われる。町のホームページを見ると先般3月24日に開催された環境推進委員会においても、委員から様々な意見が出ています。戸別収集は置いておくことにして、定点収集について高齢者の立場に立った方法ではないとの意見が強く出されていることは、町としても確認されているはずですが、このことについて、私もですが、いろいろな方々からお聞きしておりますので、下記のことについて質問させていただきます。</p> <p>(1) 精華町も各地区で開発がされて30～50年経ち高齢化率</p>

が約40%になってきています。高齢者から見た回収方法としてどのようなことを考えられているのか。

(2) 戸別収集と定点収集の割合がそれぞれ40%・60%となっているようですが、高齢者から見ると広い道路沿いを収集車が通っているのに収集してもらえない。わざわざ遠いところの場所までもっていかなければならない、これらのことは高齢者にとってすごく大変であるといわれていますが、このことについてどう解決しようと思っておられるのか。

(3) ごみ問題について、各自治会との懇談の場は今まであったのか。あったとしたらどのような意見が出たのか、又なかったならば今後、会合等の場をもってもらえるのかを伺います。毎年開催される自治会長懇談会での意見集約はあるのか。

以上3点質問します。

よろしく申し上げます。

質問事項	質問要旨
8番 竹川 増 晴	
1 農業問題について	<p>持続可能な社会は農業の再生が不可欠です。日本の食料自給率はカロリーベースで38%ですが、種子や肥料の輸入を考慮すると実質は10%ほどだという推計があります。本町においては農業の担い手や農地の減少が加速しています。食料・農業の危機的現実を危機感を持って直視し、地域農業の崩壊を食い止めるためには、価格保証や所得補償が急務です。世界の食糧輸出国であるアメリカは、穀物輸出補助金だけで1兆円以上を使っており、アメリカ、EUなど先進国の農業では、「農業を国民みんなで支えるのは当たり前」で、農業所得のうち補助金が占める割合は、日本では3割程度なのに対して、イギリス・フランスで90%以上、スイスではほぼ100%です。一般的に言われている「日本の農業＝過保護で衰退、欧米農業＝自由競争で発展」というのは間違っています。さて、本町では令和5年度から「農政課」が新設され、農林水産業費も若干増額されました。そこで伺います。</p> <p>(1) 農政課を新たに発足させたのはなぜですか</p> <p>(2) 農政課として新たに取り組もうとするビジョンを伺います。</p> <p>(3) 都市計画マスタープランとの関連、位置づけはどうなっていますか。</p> <p>(4) 個々の農家や地域住民との協力が必要であり、そうしたネットワーク作りが大切だと思いますが、具体的な取り組みを考えていますか。</p> <p>(5) 町として令和6年度からの農林水産業費の大幅な増額を考えていますか。</p>
2 学校給食費の無償化について	<p>岸田政権は今年3月31日に国の少子化対策の「異次元の少子化対策（試案）」を発表し、子供の医療費を助成している自治体への補助金を減額するというペナルティーの廃止を盛り込みました。ただ、小中学校の給食費無償化は論点整理にとどまりました。本町では3月会議で「国の負担による学校給食の無償化を求める」意見書が全員賛成で可決されました。2学期からは中学校給食がスタートします。小中学校共に給食費完全無償化した自治体は、およそ3割の自治体です。検討している自治体はさらに拡大しています。「一部補助ではなく無償化を」「新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金による期間限定ではなく来年度も継続を」「一日も早く無償化に」という声は大きく全国の自治体で広がっています。給</p>

	<p>食費無償化を行うためには財源が必要で、比較的財源に余裕のある自治体か、もともと子供の人数が少ない自治体が給食費無償化を実施しているといわれますが、そうではありません。小中学校共に無償化した市町村の人口は数千から5万人前後が大半で、本町と同じような規模の市町村です。2021年度以前から無償化している自治体は自主財源がほとんどです。給食費無償化はもともと財源状況の厳しい、財政力の弱い小さな町村から始まったのです。群馬県は「学校給食の無償化」がもっとも進んでいる県ですが、「給食費の無償化は経験的に自治体予算の約1%くらいで実現できる。自治体はその気になればできない額ではない。政治決断で可能です」ということです。そこで伺います</p> <p>(1) 2023年2月現在で「学校給食費無償化」の自治体は28%（日本農業新聞）に上りました。本町ではいよいよ9月から中学校給食がスタートします。小中学校共に無償化するには自主財源で約1億7千万円です。まさに予算の約1%です。無償化を政治決断するチャンスと考えませんか。</p> <p>(2) 本来、学校給食費の無償化は国がすべき施策です。国は「検討する」としかになっていません。無償化に向けて、国に強く要望していきませんか。</p> <p>(3) 京都府の2023年度予算で「子供の教育のための総合交付金」（3億円）が盛り込まれました。市町村の学校給食への支援に活用できることがわかりました。どのような活用を考えていますか。</p>
<p>3 会計年度任用職員の処遇改善について</p>	<p>総務省からの通知や地方自治法の壁に阻まれ続けてきた「勤勉手当」の支給を可能にする改正地方自治法が成立しました。また総務省による「給与水準の決定について最低賃金に留意すること」「再度の任用に際して公募が必要でないこと」の通知は大きな成果と言えます。本町においても、保育、図書館司書、清掃業務など公務公共が担うべき業務で非正規の割合が高く、その多くを女性が低賃金で担っている現状があります。会計年度任用職員制度は女性の犠牲の上に成り立っている差別的な仕組みといっても過言ではありません。そこで伺います。</p> <p>(1) 勤勉手当相当分の期末手当での支給をいつからどのような形で考えていますか。</p> <p>(2) 会計年度任用職員から正規職員になるためには公募試験が必要だと考えていますか。</p> <p>(3) 長期的に、希望する会計年度任用職員を正規職員にするワケを作るなどを考えていますか。</p>

質問事項	質問要旨
12番 山下 芳一	
1 南稻八妻・小泓の盛土について	<p>令和元年度、小泓に田を取得した者の代理人が、田の一部を畑にするということで、「田から畑への変更計画書」を農業委員会に提出し、代理人が書面をもって地域の役員宅を訪れたのは令和4年10月下旬であった。書面等に違和感をもった光台や東畑の自治会役員等は、農業委員会に説明を求めたり、いろいろ調べたり、行動を起こし、盛土に対する不信や疑念を高めた。そこで伺う。</p> <p>(1) 当初、農業委員会は、擁壁のない高さ6mの盛土や1日最大・往復80台の10tダンプが通行するという書面等に不信をもたなかったのか。</p> <p>(2) 令和4年度3月会議の一般質問で、小泓の高さ6mの盛土の件を質問した後、代理人は盛土の途中であったが、山城南保健所に「土砂の購入先に全ての土砂を撤去させる。」と申し出た。そして、(5月19日現在も)土砂の撤去が進められている。住民は、何が土砂に含まれていたのか健康被害・風評被害等を含め不安を持っている。行政は、このことをどのように捉えているのか。</p> <p>(3) 昨年10月から現在に至るまでの間、担当部署(特に農業委員会及び環境推進課)は、どのように動いて対応してきたのか。そして、今後の対応は。</p>
2 小・中学校給食について	<p>行政をはじめ、いろいろな方の努力により、多くの町民の願いであった「精華町防災食育センター」が完成し、5月24日に竣工式が執り行われた。災害時は食料供給拠点としての機能を果たし、平常時はセンター方式にて中学生に給食を提供される。2学期の中学校給食の開始が待ち遠しいところである。</p> <p>そこで、給食に関わって伺う。</p> <p>(1) 物価高騰が続いているが、小学校児童の1食当たりの給食費はどれぐらいになっているか。また、給食費を据え置いているので、1食当たりの補助額はいかほどか。</p> <p>(2) 中学校生徒の1食当たりの給食費は、いくら位になると想定しているか。小学校と同じように中学生への給食費補助を期待するが、2学期からの給食費の設定は。</p> <p>(3) 「公立学校の教師の勤務時間の上限に関するガイドライン」や「学校における働き方改革について」等で教師の勤務時間の縮減や負担軽減が図られているが、未だに厳しい状況である。</p>

	<p>2学期から中学校給食が始まることは、喜ばしいことであるが、教員の負担が増えることは確かである。</p> <p>このことを教育委員会はどのように受け止めて、現場の教師にどのような支援をしていくつもりか。</p> <p>また、小学校においても、給食に関わる教職員の負担軽減は考えられないか。</p> <p>(4) 防災食育センターの職員募集や、今後の給食調理の試行、除去食対応、運搬、除去食を含む給食（食缶）の受け渡し、学校現場での配膳・給食・片付等々はスムーズに進められそうか。</p> <p>(5) 中学校の給食に関わる危機管理マニュアル（リスクマネジメント・クライシスマネジメント）はどうするのか。</p>
<p>3 むくのきセンターについて</p>	<p>(1) 指定管理が、NPO 法人精華町スポーツ協会と企業の三幸グループの共同体で行われているが、課題は生じていないのか。また、利点は生かされているのか。</p> <p>(2) 利用者が食事（弁当）をとる場所は、あるのか。また、それは適切か。</p> <p>(3) 10数年前に比べると、窓口対応は非常に良くなったが、まだまだ、いろいろな面で努力及び工夫改善しなければならない点があると思うが如何か。</p>